

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

和泉市立南池田小学校

平成31年度 作成

令和6年 改訂

第一章 いじめ防止に関する理念・定義・組織・計画等

1、基本理念

本校の学校教育目標は、「自ら学びともに育つ子」である。この学校教育目標の中にある、『ともに育つ子』には、対話的協働的に学ぶ子どもの育成をめざすとともに、自他の命を大切にし、他者の気持ちを思いやることのできる豊かな道徳的人権的感覚の醸成を図るねらいも含まれている。この道徳的人権的感覚の醸成こそが、いじめを未然に防ぐ基本理念と考える。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む事から始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、「安全・安心」に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくり、学校づくりを行っていくことである。

このことを、全教職員が誠心誠意で行うことが、いじめ事象の発生・深刻化を未然に防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

2、いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ ひやかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、ゲーム機器で、誹謗中傷および嫌なことをされる 等

3、いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成委員

校長・教頭・教務・生活指導主任・養護教諭・支援教育 Co(コーディネーター)

該当学年の全担任・スクールカウンセラー

(3) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・未然防止の推進
- ・いじめやいじめと疑われる行為の対応
- ・いじめアンケート実施
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・教職員のいじめに対する共通理解と意識啓発の促進
- ・年間計画進捗状況のチェック
- ・取り組みの有効性の検証
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

4、年間計画

	学校全体で取り組むこと		学校全体で取り組むこと
4月	いじめ対策委員会の年間計画と基本方針の確認 人権教育年間計画の作成 支援交流会年間計画の作成	10月	いじめアンケート実施 いじめアンケートに基づく情報交換 いじめ対策委員会進捗状況確認会議
5月	いじめ防止基本方針改訂検討会議 児童報告会	11月	個人懇談会にて保護者との情報共有
6月	いじめ防止対策研修 いじめアンケート実施(1年～6年) いじめアンケートに基づく情報交換	12月	
7月	個人懇談会にて保護者と情報共有 いじめ対策委員会進捗状況確認会議 いじめ防止対策研修	1月	
8月	校内人権教員研修	2月	いじめアンケート実施 いじめアンケートに基づく情報交換会 いじめ対策委員会進捗状況確認会議
9月		3月	人権教育・集団作り等の年間反省と 取り組みの見直し(人権教育実践報告会) いじめ対策委員会において反省会議

※未然防止の取り組みは、各学年で「特別活動・道徳・人権教育」等を活用して年間を通して行う。

※あのね終礼（毎週火曜日）で、気になる児童や学級の情報交換を行う。

※月１回チーム会議を行う。チーム会議では、学年会や各部会から収集した児童の情報を交流し、必要があればケース会議を持ったり、いじめ対策委員会を参集したりする。

５、取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校対策委員会は年３回、進捗状況確認会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、現在の状況など必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第二章 いじめ未然防止

１、基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作り出していくが大切である。

そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の把握をしたり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などを検証したりして、どのような改善を行うかを定期的に検証し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取り組みを継続していくことが必要である。

２、いじめに向かわない態度や能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見に相違があっても互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

３、いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授

業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり、分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、地域等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが大切である。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という種類の認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるものである。また、障がいや特性について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる必要がある。

4、自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広く大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らが長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

5、児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、児童会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうか、チェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

第三章 早期発見・早期対応

1、基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえば、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定のグループ内で行われるいじめについては、被害者から訴えがなく、周りの児童も教員も見逃しやすいので、注意深く対応する必要がある。

2、いじめの早期発見のための措置

- ①学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ②保護者と連携して児童を見守るため、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ③児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室やカウンセリングルーム等の利用、電話相談窓口について広く周知していく。
- ④教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ⑤定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有し、事後の指導に生かしていく。

学級集団チェックシート 担任用

学級集団 チェックシート

	チェック	チェック項目
1		休み時間等に固定化した少人数のグループに分かれる傾向がある
2		学校の行き帰りや休み時間等にいつも一人で過ごしている子がいる
3		班活動や集団活動のとき等に一人である
4		学級の子どもたちが特定の子どもの失敗や規則違反に敏感に反応する
5		昼食時などの子どもたちの会話に、度を過ぎたふざけや、からかうような笑いが頻繁にみられる
6		ニックネームやあだ名が偏って使用されている
7		子どもどうしの会話で、言葉がきつくなっている
8		持ち物などに流行が見られたり、持ち物の自慢をしたりする子どもが増えている
9		まじめに取り組むことをひやかすような雰囲気が生まれている
10		授業中にあまり手を挙げる子が増えている
11		学校のルールなどを守らない雰囲気ができている
12		教職員に距離を置く子どもが増えた
13		

家庭生活チェックシート 家庭用

家庭でのサインに敏感になるために

I ちょっと気になる段階

チェック	チェック項目
	元気がなく、イライラしている
	朝晩のあいさつや、話をしなくなった
	持ち物をよくなくしている
	食欲がなくなっている
	家族に乱暴な態度をとる
	帰ってくると服が汚れている
	お金をねだる
	友だちからの電話に対して対応が暗い
	急に成績が下がる

II 対応が必要と思われる段階

	チェック項目
	教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある
	悪口の書かれた手紙がある
	家のお金がなくなっている
	身体に不自然な傷やあざがある
	友だちからたびたび呼び出され、いやそうに外出する
	買った覚えのないものを持っている
	夜、寝られなかったり、夜中にうなされたりする
	友だちが急に遊びに来なくなり、ひとりぼっちのことが増えた
	学校に行きたがらない
	衣服に破れや、靴のあとがある
	たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている

いじめ未然防止・早期発見・早期対応のための校内体制

いじめを許さない学校づくり

- いじめの態様や特質、原因・背景・具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。
- 児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を学校全体に根付かせるよう努める。
- 児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する。

観察 情報収集

- ☐ 日常的な観察
(休憩時間・給食・掃除・雑談))
- ☐ いじめアンケートの活用
- ☐ 教職員間の情報交換
- ☐ 保護者等からの情報提供

いじめ対策委員会

- ☐ 校長 ☐ 教頭 ☐ 教務主任
- ☐ 生活指導主任 ☐ 養護教諭 ☐ 教育支援 Co
- ☐ 該当学年の全担任 ☐ スクールカウンセラー
- 〈内容〉
 - ・学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・未然防止の推進
 - ・いじめやいじめと疑われる行為の対応
 - ・関係機関との連絡
 - ・保護者への対応
 - ・教職員の資質向上のための校内研修

いじめの早期発見・早期対応

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導を行う。
- いじめの事実関係の追求に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- 担任のみで解決しようとするのではなく、関係者全員で取り組むとともに、市教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- 学校、家庭、地域社会、関係者が一体となって早期解決に取り組む。

再発防止

- ☐ 児童の心を育てる
- ☐ 職員的心・技を磨く
- ☐ 組織対応力をつける

職員会議

学年会

役割連携
組織的対応
共通理解

いじめの把握

関係者への対応

いじめられている児童の保護者

- ☐ いじめの事実を正確に伝える。
- ☐ 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- ☐ 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- ☐ 信頼関係の構築を図り、緊密な連携体制を確立する。

いじめている児童の保護者

- ☐ いじめの事実を正確に伝える。
- ☐ 保護者の心情(怒り・不安・自責の念)を理解する。
- ☐ 被害者への謝罪の意義を伝える。
- ☐ 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

いじめられている児童

- ☐ 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ☐ 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ☐ 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
- ☐ 回復：人間関係(交友関係)の確立を目指す。
- ☐ 成長：本人自身の自己理解を深め、自立支援を行う。
- ☐ 心理的ケアを十分に行う。

観衆・傍観者等

- ☐ グループ等への指導を行う。
- ☐ 学級全体への指導を行う。
※自分の問題として考えさせる。
「いじめは絶対に許されない行為」
- ☐ 学年及び学校への指導を行う。

いじめている児童

- ☐ 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- ☐ 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- ☐ 内省：いじめられた子のつらさに気づかせる。
- ☐ 処遇：課題解決のための援助を行う。
- ☐ 回復：体験活動等を通じて、所属感を高める。
- ☐ 心理的ケアを十分に行う。

第四章 いじめに対する措置

1、基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2、いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校におけるいじめ対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめ発見・通報を受けたときの対応マニュアル

① いじめを発見・通報を受ける。

〔発見者〕

☆報告（初期対応報告用紙 様式Ⅰ）

【加害者と被害者の確認】誰が誰をいじめているのか？

【時間と場所の確認】いつ、どこで起こったのか？

【内容】どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？

【背景と要因】いじめのきっかけは何か？←加害の側の子どもの行動の正当化に引き込まれないように 注意。

【期間】いつ頃から、どのくらい続いているのか？

②校長・教頭の管理職に連絡。

③いじめ対策委員会を招集。 具体的な対応方針を検討し、対応方針を決定。全教職員に報告し、情報の共有化。

④情報把握(児童の状態に最大限の配慮をする) 事実確認。指導記録。聞き取りの内容を時系列で整理し、情報の管理を徹底する。

⑤把握した情報を所轄の教育委員会へ報告。必要に応じて他の外部機関に連絡学校だけで対応が困難な場合、支援を要請。

※対応については、巻末の様式Ⅰに記録する。

いじめが「解消している」とは

いじめが解消しているとは、次の2つの要件を満たされる必要がある。

- ① いじめに係わる行為が止んでいること 止んでいる状態が相当な期間継続していること(少なくとも3ヶ月を目安とする)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行していく。

3、いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、原則その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な

支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4、いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5、いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断するべきものである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

6、ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信

停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

第五章 指導体制・研修等

1、組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

2、校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に複数回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

3、校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4、学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏

まえてその改善に取り組む。教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

5、地域や家庭との連携について

学校いじめ防止基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

第六章 重大事態の対処・報告等

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例) ・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

1. 重大事態の報告

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。

2. 総合教育会議の開催①

○市長は、総合教育会議を開催し、重大事態にかかる情報の共有を図るほか、今後の対応方針について協議を行います。

3. 調査の実施

○教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめ対策委員会」が調査を行います。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

②教育委員会の附属機関が主体となって調査を行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の附属機関である「市対策委員会」が行います。

なお、学校による調査結果について、保護者が改めて第三者による調査を希望し、その必要があると認める場合や、事実関係を明確にするために専門的見地からの調査が必要な場合も、「市対策委員会」が調査を行います。

4. 調査結果の報告及び提供

○学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告する。また、教育委員会の附属機関が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告する。

○学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

5. 総合教育会議の開催②

○市長は、総合教育会議を開催し、学校及び教育委員会の附属機関による調査の結果や重大事態へのこれまでの対応について検証を行います。

○再調査を行わない場合は、再発防止策等について協議を行います。

6. 市長による再調査等

○（４）の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、さらに詳細な調査が必要であると認めるときには、法３０条第２項に基づき、報告結果について再調査を行います。

○再調査は、公平性・中立性を図るため、当該重大事態の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成した「和泉市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。

○いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況及び結果を説明します。

7. 総合教育会議の開催③

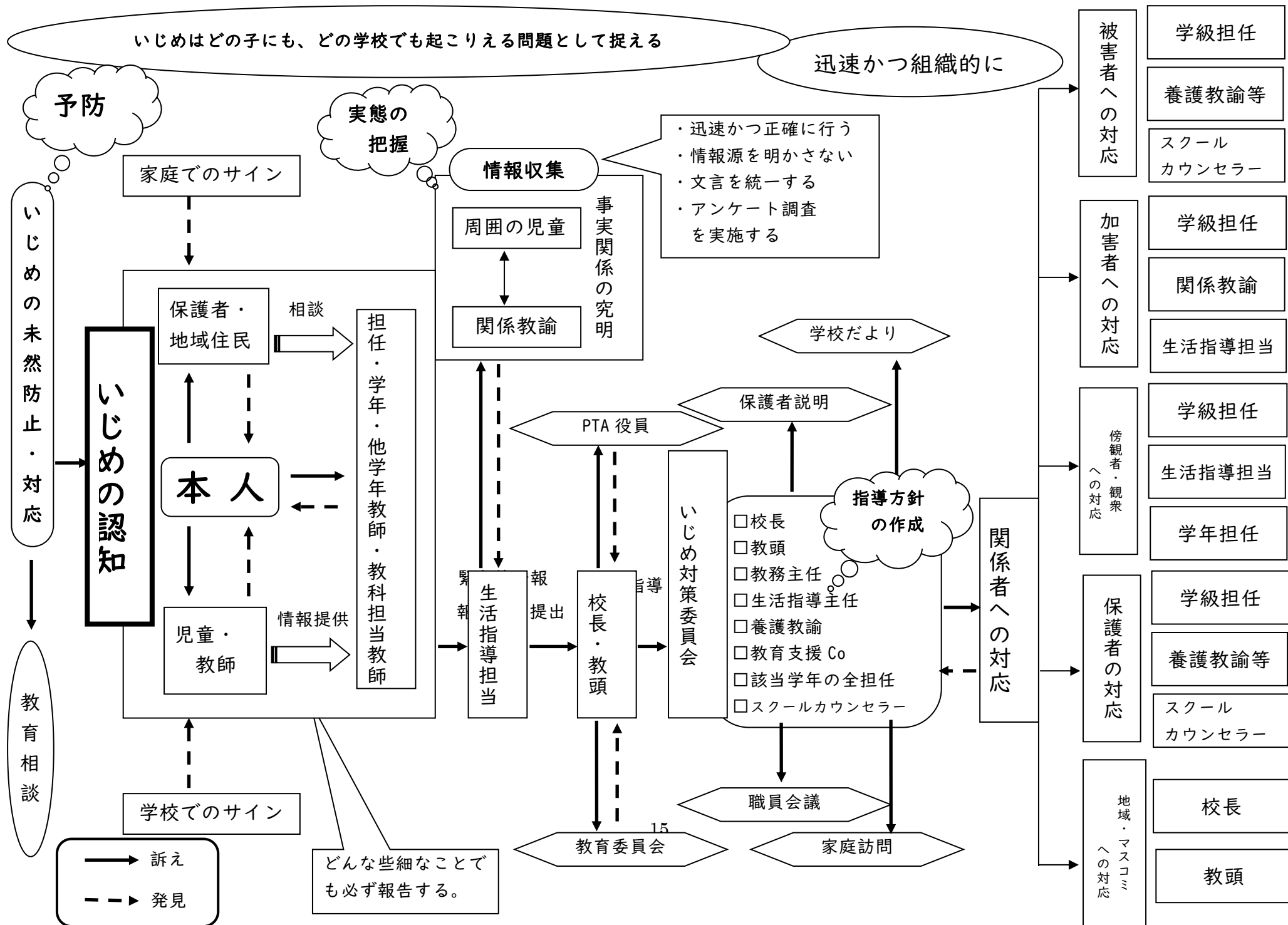
○市長は、総合教育会議を開催し、いじめ問題再調査委員会の再調査結果を踏まえ、再発防止策等について協議を行います。

○市長と教育委員会は、自らの権限と責任において、当該重大事態への対処や再発防止等に必要な措置を講じます。

8. 議会への報告

○市長は、再調査を行ったときは、法第３０条第３項に基づき、その結果を市議会に報告します。

○報告については、個々のプライバシーに対して十分配慮します。



(様式1)

初期対応報告書

令和 年 月 日

記入者氏名 ()

被害児童 年 組 _____

加害児童 年 組 _____

年 組 _____

発見・認知 日時 月 日 ()

＜いじめ発見のきっかけ＞

- | |
|-------------------|
| 1. 学級担任 |
| 2. 担任以外の教職員 |
| 3. 養護教諭 |
| 4. SC等相談員 |
| 5. アンケート調査 |
| 6. 本人からの訴え |
| 7. 当該保護者からの訴え |
| 8. 当該以外の児童生徒からの情報 |
| 9. 当該以外の保護者からの情報 |
| 10. 地域の住民から |
| 11. 関係機関からの情報 |
| 12. その他(匿名) |

＜認知時点の相談状況＞

- | |
|------------------------------|
| 1. 学級担任に相談 |
| 2. 担任以外の教職員
(養教・SC 以外)に相談 |
| 3. 養護教諭に相談 |
| 4. SC等相談員に相談 |
| 5. 学校以外の相談機関
に相談 |
| 6. 保護者や家族に相談 |
| 7. 友人に相談 |
| 8. その他の人に相談 |
| 9. 誰にも相談していない |

＜いじめの様態＞

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる |
| 2. 仲間はずれ、集団による無視 |
| 3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする |
| 4. ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする |
| 5. 金品をたかられる |
| 6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 |
| 7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 |
| 8. パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる |
| 9. その他 |

概要（いじめと思われる行動の内容）